

スーダン [Sudan]

<アラビア語>

- (1) Aḥmad Ibrāhīm Diyāb, Taṭawwur al-Ḥarakah al-Waṭanīyah fi-l-Sūdān 1938-1953, Baghdād, Ma‘had al-Buḥūth wa al-Dirāsāt al-‘Arabīyah, 1984.

独立前のスーダンにおける諸政党・政治勢力の形成を扱った部分に、ムスリム同胞団への言及がある。その生成にエジプトの同胞団が果たした役割が強調され、ハサン・アル=バンナーのスーダン観等が英外務省文書に基づいて紹介されている。

- (2) Al-Ḥarakah al-Islāmīyah al-Sūdānīyah, Al-Niḏām al-Sūdānī wa Tajribatuh al-Islāmīyah, n.p., 1984.

ムスリム同胞団と同じくイスラーム法学の刷新をめざす立場ではあるが、帝国主義に対してより鋭い意識を持っているグループが、1983年にヌマイリー政権によって導入された「イスラーム法」の非イスラーム性を暴露し、批判した書。

- (3) Ḥasan ‘Alī al-Sa‘ūrī, ‘Abd al-Raḥmān Qism al-Sayyid, Jamāl al-Bannā, ‘Ummāl al-Sūdān wa al-Siyāsah, Al-Kharṭūm, Dār al-Fikr, 1986.

1981年にジュネーブを本部として発足した「国際イスラーム労働同盟 (al-Ittiḥād al-Islāmī al-Dawlī li-l-'Amal)」の編による書物で、スーダンにおける労働運動の歴史が改良主義的「イスラーム労組活動家」の視点から批判的に描かれる。スーダンのムスリム同胞団が労働者のオルグに着手したのがかなり遅かったことは率直に認められている。

(4) Ḥasan Makkī Muḥammad Aḥmad, Ḥarakah al-Ikhwān al-Muslimīn fi-l-Sūdān 1944-1969, Ma'had al-Dirāsāt al-Afriqīyah wa al-Āsiyawīyah, Jāmi'ah al-Kharṭūm, 1982.

正面から取り上げられることの少なかったスーダンのムスリム同胞団に関する、初めてのまとまった研究書。主として同胞団の出した出版物と同胞団のリーダーたちとのインタビューに依拠して、その歴史、戦術、思想内容をまとめている。

第一部は1944年から58年（イブラーヒーム・アブド軍政開始）までの、同胞団形成期の歴史を扱っている。当初、運動の中には、エジプトの同胞団とつながりの強い、大衆運動を重視する派、反帝国主義的問題意識が強く、「イスラーム解放運動」の名のもとに社会主義的主張を打ち出す派など、さまざまな傾向の諸派が共存していた。だが、1954年の「イード会議」で「ムスリム同胞団」という名称が採用されると共に、上記の諸傾向は退けられ、運動はよりエリート主義的であると同時に反共的な、独自の路線を確立するに至る。目標を「イスラーム憲法」制定に絞った極度に政治的な運動方針も、この時期に確立される。

第二部では1958年から69年までの時期が扱われるが、叙述の中心は64年の10月革命（民衆の政治スト・デモによる、軍政の打倒）以降の活動に置かれている。軍政下では「宗教団体」としての地位に甘んじていた同胞団は、革命後の12月、「イスラーム憲章戦線」を結成し、以後、この名称のもとに活発に政治活動・大衆動員を展開していくことになる。焦点となったのは、革

命後のスーダン政治の中で大きな意味を持つようになった、いわゆる「近代的諸勢力」——労働者・専門職者・婦人・学生——をいかに取りこむかであり、この勢力の支持を争って、共産党を中心とする左翼勢力との間に激しい闘争が繰り広げられた。一方、こうした展開の過程で、知識人の思想グループとしての同胞団本体と、大衆動員・政治活動の場としての「イスラーム憲章戦線」との間にも組織・思想両面での矛盾が進行する。1969年以降、同胞団はヌマイリー体制下で新段階を迎えることになるが、本書の叙述はその時期まではカバーしていない。

第三部、第四部では同胞団の思想内容が扱われる。帝国主義の文化侵略に対する対応の問題として、ハサン・アル＝バンナー、サイイド・クトブ、カッザーフィーらの理論と絡めて一般論が述べられたあと、スーダンで同胞団運動を進める際、特に重要な概念として、シューラー（合議）が強調される。結語では、スーダンの運動の今後の課題として、スーフィー教団等の伝統的勢力との関係、南部のイスラーム化の展望、軍との関係等が検討される。

全体に、政治過程に関する記述が豊富な割合には、思想内容の分析が不十分な印象を受けるが、これもある意味ではスーダンの同胞団運動自体の性格（濃厚な政治性と脆弱な思想性）を忠実に反映していると言えるかもしれない。著者自身が同胞団員であるため、スーダンの社会の中で同胞団が現実にも果してきた役割が客観的にとらえられているとは言えないが、スーダンのムスリム同胞団の自画像として、必然の書ではある。

(5) Ḥasan al-Turābī, Khiṭāb al-Ummah al-Islāmīyah ilā Ahl al-Milal al-Ukhrā, Al-Khartūm, n. d.

1981年にハルツームで開かれたイスラームの布教に関する国際会議の席上、スーダンの同胞団のリーダー、トゥラービー博士が行なった報告の記録。交通革命による非ムスリムとの接触の機会の激増、布教の際にとるべき

態度等について述べている。

(6) Ḥasan al-Turābī, Al-Ṣalāh ‘Imād al-Dīn, Al-Kharṭūm, Dār al-Fikr, Al-Ṭab‘ah al-Thānīyah, 1984.

同胞団リーダー、トゥラービー博士の著作。礼拝の内的的意義はほとんど論ぜず、非ムスリム共同体との区別のための標識としての側面、あるいはイマームへの服従義務といった組織論的側面に関心を集中させている点が特徴的。

(7) Ḥasan al-Turābī, Tajdīd Uṣūl al-Fiqh al-Islāmī, Al-Kharṭūm, Maktabah Dār al-Fikr, 1980.

著者トゥラービー博士は1960年代半ば以降、スーダンの同胞団運動の思想的中心となって「イスラーム憲法」制定要求キャンペーンを推進してきた法学者で、77年にヌマイリー体制と和解したのちは検事総長、外交問題関係大統領顧問官等を歴任した。83年にヌマイリーが一連の反動的立法を行なうと、博士はこれを「イスラーム法」導入の端緒と見なして歓迎した。1980年に書かれた本書は、このような著者のイスラーム法学観を示す貴重な一書である。

本書におけるトゥラービー博士の主張は、ほぼ以下のように整理できる。

①イスラームは硬直的なものではなく、時代に応じて刻々と発展して行くものである。自由な発想に基く刷新(タジュディード)、新生(ナフダ)運動こそは、イスラームの歴史に本来的なものである。

②以前なら、こうしたナフダの必要性について一般論を説くだけで十分であったが、運動の発展の結果、現代におけるイスラーム法適用の方式の確立という、より実践的・具体的な課題が日程にのぼってきた。この課題に取り組むためには、イスラーム法学(フィクフ)原理の抜本的かつ総合的刷新が必要である。

③もっとも、礼拝、断食、結婚、離婚といった私的生活に関わる事柄については、すでにクルアーンとスンナの中に明確な規定があり、フィクフの運用の範囲はきわめて限られている。重要なのは、政治制度、経済制度といった、これまで法学者たちがなおざりにして来た公的生活上の分野において、フィクフを運用する方法を確率することである。

④公的生活についてはクルアーンやスンナの中に規定が乏しいので、フィクフを運用するにあたっては、まず限られたテキストの背後にある意図を読みとること、その上で公益（マサラハ）と許容性（イスティスハーブ）の原則に基いて大胆なイジュティハードを行なうことが重要である。その際模範とすべきは、第二代カリフ、ウマルが示したような、状況に即した柔軟性である。ギリシア哲学の影響でフィクフが抽象化・複雑化したことは、イスラームの発展を阻害して来た。

⑤こうしたイジュティハードが円滑に行われるようにするためには、公権力が教育施設を用意し、ムジュタヒド有資格者を養成する必要がある。さらに、個々のムジュタヒドのその場その場の裁量にイスラーム法運用を委ねるのではなく、公権力による制度化（立法）を行なうことが望ましい。その前提として、公権力には合議（シューラー）を催す義務がある。

以上の主張の中で特徴的なのは、ムスリムの私的・内面的な生活にはほとんど注意が払われず、公的生活（政治・経済制度）に関心が集中していること、公的生活に関しても、それを律すべきイスラーム的理念の内容には驚くほど言及がなく、公権力による制度化の重要性といった、形式面だけが論じられていることである。一方で、これらの議論の前提となる「公権力」の実体、その正統性の根拠と起源がほとんど論じられていないのも注目に値する。なるほど、独裁政権出現の防止策としてシューラーの重要性が強調されてはいるが、そのシューラー自体が公権力のイニシアティブによって催されることになっている点、また、フィクフの運用にあたるムジュタヒドの養成が公権力の手に委ねられることになっている点を考慮すると、公権力の正統

性を事前にチェックする原理が示されているとは言い難い。「イスラーム法学」に関する議論が先行していて、「イスラーム」に関する議論が不在だという印象を受ける。

- (8) Al-Ḥizb al-Shuyū‘ī al-Sūdānī, Al-Marksīyah wa Qaḍayā al-Thawrah al-Sūdānīyah, Al-Kharṭūm, Dār al-Wasīlah li-l-Ṭibā‘ah wa al-Nashr, Al-Ṭab‘ah al-Thānīyah, 1987.

1967年に開かれたスーダン共産党第四回大会の記録。「反動勢力による宗教の偽造」という章があり、ムスリム同胞団を中心とする「イスラーム憲法」制定要求運動の政治的・社会的背景、それに対する対処のしかたが論じられている。

- (9) Al-Lajnah al-Markazīyah li-l-Ḥizb al-Shuyū‘ī al-Sūdānī, Qirā’ah wa Ta‘līq fī Maṭbū‘āt al-Ikhwān al-Muslimīn, n.p., 1981.

スーダン共産党中央委員会がムスリム同胞団の出版物を収集・分析してコメントを加え、対応の方法を検討したもの。当時(1981)、共産党はヌマイリー政権の苛酷な弾圧下で地下活動を続けており、一方同胞団は1977年の「国民的和解」以来体制と和解して、協力を開始していた。

第一章では、「和解」以前の時期に同胞団がウンマ党、統一派諸党と共に亡命先で結成していた「国民戦線」の性格が考察され、その中での同胞団の位置が検討される。前提として、まず、ウンマ党や統一派諸党の基盤を成している伝統的セクト・スーフィー教団がスーダン社会の中で持つ意味が階級的に分析される。ついで、同胞団の社会的基盤の脆弱さとその指導部の「ブチブル右派」的心性が指摘され、閉鎖的思想グループとしての面と政治運動組織としての面の矛盾、さらには「後進的思想内容」と「近代的組織構築の必要」との間の根本的矛盾、政治プログラムの貧弱さ等の問題が検討され

る。検討の過程で、同胞団内で学習用文献に指定されている図書の内容、会費徴収システム等のかなり立ち入った問題にも言及がある。同胞団と海外の諸組織の関係、同胞団とテロリズムの関係も考察される。

第二章では、「国民的和解」以降に出された文書に依拠して、体制との協力という新しい状況下に置かれた同胞団が直面している理論上および実践上の諸難問が検討される。「共同性と個人性の一致する社会の実現」という同胞団のスローガンが階級社会の現実の中では幻想にすぎないこと、かえって国家の非イスラーム的行動を為政者個人の行動の「イスラーム性」をもって正当化する結果を招くことが指摘される。「和解」以降の時期の同胞団が「反体制とは所詮周縁的な立場である」という言辞で自身の転向を正当化し、体制協力を介して組織の拡大を図っていることが、最終的には同胞団自体にとってもマイナスとなるであろうことが示唆される。

第三章では、同胞団を中心とする勢力が現在のスーダンで提起している「宗教的体制か世俗的体制か」という問題が、その設定のしかたからしてすぐれて政治的なものであること、真の争点は過去の闘争を通じてスーダン人民がかちとって来た自由と民主主義をどこまで守り切れるかにあることが指摘される。同胞団の唱道する「イスラーム憲法」が、結局のところ、欧米のブルジョワ法体系に何ら付け加えるものを持たず、単なる術語の言い換えに終始していることが明らかにされる。そして、共産党は無神論を説くものではなく、むしろ宗教を民主勢力の側に取り返そうと努力していること、イスラームの本来の理想は社会主義革命による生産関係の根本的変革によってしか達成し得ないことが強調される。ファイサル・イスラーム銀行等、同胞団の称賛するいわゆる「イスラーム金融機関」が、その実資本主義のメカニズムに取りこまれていることが指摘される。

第四章では、1972年末から79年までハルツーム大学生自治会が同胞団の支配下に置かれ、そこで自治会の私物化、学内民主主義の破壊が行われた経緯が扱われる。学部当局による同胞団「泳がせ」策の結果として、同胞団が今

や体制の第一の協力者に変身していることが具体的に検証される。

元来、党内紙に随時掲載されていたものを、あとで本の形にまとめたものなので、各章の叙述の間に重複する点も見られるが、同胞団と最も鋭く対立する立場から書かれた論評として貴重である。ただ、同胞団の組織面での近代性に注目する一方で、その思想内容については「後進的思想」、「閉鎖的農業社会特有の発想」といった表現で済ませる傾向がある。スーダンの同胞団の「イスラーム」が伝統的セクト・スーフィー教団の「イスラーム」とは異なる側面を持つものである以上、もう少し突っこんだ分析が欲しい。

(10) Al-Mikāshufī Ṭahā al-Kabbāshī, Taṭbīq al-Sharī‘ah al-Islāmīyah fi-l-Sūdān baina al-Ḥaqīqah wa al-Ithārah, Al-Qāhirah, Al-Zahrā’ li-l-I‘lām al-‘Arabī, 1986.

ヌマイリー体制末期に判事として実際に「イスラーム法」の運用にあたり、これらの法に基く判決を下した人物が、体制互解後に発表した自己弁護の書。

(11) Muḥammad Sa‘īd al-Qaddāl, Al-Ḥizb al-Shuyū‘ī al-Sūdānī wa Inqilāb 25 Māyū, Al-Kharṭūm, 1986.

ヌマイリー体制とスーダン共産党の関係を扱った書物であるが、前史として1964-69年の政治過程を扱っており、その中でムスリム同胞団のこの時期の活動に言及している。

(12) "Al-Jabhah al-Islāmīyah fi-l-Sūdān," Al-Mukhtār al-Islāmī, No. 50, Feb., 1987 .

1985年のヌマイリー体制互解後、ムスリム同胞団は60年代の「イスラーム憲章戦線」の後身とも言える「挙国一致イスラーム戦線」を結成し、ヌマイリー体制協力者としてのイメージを払拭することに努めつつ、活動を再開し

た。この号には、その新しい「イスラーム戦線」の綱領が収められている。スーフィー教団等の既存の組織の取りこみ、非ムスリムが多数を占める南部への布教の重要性が強調されている。

(13) Rābiṭah al-Fikr al-Jumhūrī, Jāmi‘ah al-Kharṭūm, Bidāyah Nihāyah al-Ikhwān al-Muslimīn, Al-Kharṭūm, 1979.

「社会民主主義的イスラーム」を提唱し、「イスラーム法」の施行に強く反対してムスリム同胞団と対立していた「共和主義同胞団」の学生組織が、1979年のハルツーム大学生自治会選挙におけるムスリム同胞団敗北の経緯をつづった冊子。

(14) Rāshid al-Gannūshī, Ḥasan al-Turābī, Al-Ḥarakah al-Islāmīyah wa al-Taḥdīth, Al-Kharṭūm, Maktabah Dār al-Fikr, 1984.

1979-80年にハルツーム大学生自治会主催で開かれた講演会の記録。前半はチュニジア人の講師によるものだが、後半はスーダンのムスリム同胞団のリーダー、トゥラービー博士によるもの。トゥラービーは、宗教とは宗教的原則と現実との間の相互作用から生じる動的な状態であること、現実に対応した刷新（タジュディード）はイスラームに本来的なものであって、これがなければイスラームは停滞することを強調している。文化革命が政治革命に転化した例としてイラン革命に言及しているが、詳しいコメントは避け、「いずれ近いうちに論じたいと思う」としている点が印象的。

(15) Sayyid Aḥmad Khalīfah, Surūṭ al-Turābī, Al-Kharṭūm, 1986.

民衆蜂起によるヌマイリー体制打倒後1986年に行なわれた選挙で、ムスリム同胞団のリーダー、トゥラービー博士は落選した。その選挙戦のてんまつを描いた、民衆蜂起賛歌の書。

(16) Ṣalāḥ ‘Abd al-Laṭīf, ‘Asharah Ayyām Hazzat al-Sūdān, Al-Qāhirah, Dār al-Hilāl, 1985.

1985年春の民衆蜂起を扱った書物。巻末に、蜂起後諸政治勢力が発した声明が収められており、ムスリム同胞団を中心とする「挙国一致イスラーム戦線」結成大会の決議をも見ることができる。スーフィー教団等の伝統的勢力との提携、非ムスリムが多数を占める南部やヌバ山地への配慮の必要性が強調されると共に、ヌマイリーの制定した「イスラーム諸法」を防衛し、廃止の動きに抗すべきことが記されている。サウジアラビア、エジプトとの善隣関係、アフリカ諸国との関係の強化、リビア、イランとの国交回復が主張されている。

<英語>

(17) Bechtold, Peter K., Politics in the Sudan: Parliamentary and Military Rule in an Emerging African Nation, New York, Praeger Publishers, 1976.

スーダンにおける議会制民主主義と軍政の経験を、政治勢力、政治過程の詳細な分析によって描き出した書。ムスリム同胞団は共産党と共に「ラディカルな政党」という項目の下に分類されており、支持基盤、組織、運動方法等の面で両者の間に一種の類似性があることが指摘されている。

(18) Fluehr-Lobban, Carolyn, Islamic Law and Society in the Sudan, London, Frank Cass, 1987.

20世紀のスーダンにおける欧米法とシャリーアの共存の歴史についての書物であるが、最終章で、「イスラーム憲章」制定要求運動に触れ、ムスリム同胞団の活動と、それに対する伝統的セクト・スーフィー教団、「協和主義同胞団」等の対応に簡単に言及している。

(19) Khalid, Mansour, Nimeiri and the Revolution of Dis-May, London, KPI Limited, 1985.

ヌマイリー体制初期には外相・教育相等を歴任したが、その後ヌマイリーと対立して国外に逃れた著者が、体制の16年間の歴史を批判的に総括した書物。ヌマイリーによる「イスラーム法」導入に関する一章があり、導入をめぐるヌマイリー、ムスリム同胞団、その他の諸勢力の間で繰り広げられた駆け引きが著者なりの解釈で描かれている。

(20) "We have Eliminated Secularism," The Middle East, No. 59, Sep., 1979, (Interview with Ḥasan al-Turābī).

1977年のヌマイリー政権との和解から2年たった時点で、ムスリム同胞団リーダーのトゥラービー博士が応じたインタビュー。40年代以来の同胞団の歴史、ヌマイリー政権との和解の理由、非ムスリムが多数を占める南部に対する立場、武力革命の可能性、エジプト、エチオピア、サウジアラビア等との外交関係について述べている。

(21) The Republican Brothers, Beware !! Sadig, Turabi, and Hindi are Plotting to Circumvent the May Regime, Khartūm, 1979.

「社会民主主義的イスラーム」を唱道し、ムスリム同胞団と対立していた「共和主義同胞団」が、1977年の「国民的和解」以降体制内でムスリム同胞団的イスラーム観が有力となったことを憂慮して出した小冊子。法体系を「イスラーム化」すればヌマイリー体制の社会民主主義的理念は崩壊し、同体制下で実現された国民統合も危険にさらされる、と警告している。

(22) Voll, John O., "The Evolution of Islamic Fundamentalism in Twentieth-Century Sudan" in Warburg, Gabriel R., Kupferschmidt, Uri M. (ed.), Islam, Nationalism, and

Radicalism in Egypt and the Sudan, New York, Praeger, 1983.

エジプト等と違い、伝統的セクト・スーフィー教団への帰属に基く政治的動員が一般的であるスーダンにおいて、「イスラーム原理主義」がどのような特殊性を帯びるかを的確に突いた論文。ムスリム同胞団の歴史についての簡潔な叙述が見られるほか、「イスラーム原理主義」中の異なった諸潮流として「アンサール・アッ=スンナ」、「共和主義同胞団」等も挙げられている。

(23) Warburg, Gabriel R., Egypt and the Sudan: Studies in History and Politics, London, Frank Cass, 1985.

最終章で、イブラーヒーム・アッブード軍政期、ヌマイリー体制期のスーダンにおけるイスラームの政治的役割について述べ、ムスリム同胞団に言及している。「イスラーム憲法」制定要求を掲げた同胞団の攻勢がハトミーヤ等の伝統的スーフィー教団の警戒心を呼び起こし、これらの教団が対抗上類似のキャンペーンを行なうに至る現象が指摘されている。